

会 議 開 催 案 内

令和8年度第1回宮古市地域公共交通会議を次のとおり開催します。

令和8年6月16日

宮古市地域公共交通会議

- 1 開催日時
令和8年6月25日（木） 午前10時30分から正午まで
- 2 開催場所
市民交流センター1階 会議室1・2
- 3 議題（協議事項）
 - (1) 宮古市地域公共交通計画の評価について
 - (2) 令和7年度収入支出決算に係る監査報告について
 - (3) 箱石地区デマンドタクシーの運行について
 - (4) 新里地域バスの路線変更について
 - (5) 宮古市地域公共交通計画の改定について
 - (6) 地域内フィーダー系統確保維持計画について
 - (7) 利便増進計画の策定について（田の浜線）
 - (8) 規約改正について（公安委員追加）
- 4 傍聴定員
10人
- 5 傍聴の可否及び手続
 - (1) この会議は、傍聴することができます。
 - (2) 傍聴希望者は、上記の開催時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。
 - (3) 開催時刻を過ぎた場合は、入室できません。
 - (4) 受付開始時刻は、午前10時00分です。
 - (5) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい終了します。
- 6 問い合わせ先
政策推進部政策推進課公共交通推進係
電話0193-68-9134

傍聴要領

宮古市地域公共交通会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、宮古市地域公共交通会議の事務局長の許可を受けた上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になりしだい受付を終了します。
- (3) 会議の開始予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食及び喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、宮古市地域公共交通会議の事務局長の許可を得ないで、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。